

「投資信託に関する会計規則に関する細則」の一部改正

平成 21 年 1 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則に関する細則</p> <p>(目的) 第 1 条 (略)</p> <p>(資産の部) 第 2 条 規則第 6 条第 2 項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (21) (略)</p> <p>(22) その他有価証券 信託財産に属することとなったコマーシャル・ペーパー、短期社債等(<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。) 外国法人が発行する譲渡性預金証書、外国貸付債権信託受益証券(金商法第2条第1項第18号に規定する証券又は証書でこれらと同じ性質を有するものを含む。)及び貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号) 第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号) 第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。) の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。) の取得価額を計上するものとする。この場合、利付方式のものにあつては取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。当該金額計上の時期は、当該有価証券の買付約定成立の日とする。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則に関する細則</p> <p>(目的) 第 1 条 (同 左)</p> <p>(資産の部) 第 2 条 (同 左)</p> <p>(1) ~ (21) (同 左)</p> <p>(22) その他有価証券 信託財産に属することとなったコマーシャル・ペーパー、短期社債等(<u>社債等の振替に関する法律</u>第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、<u>商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債</u>、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。) 外国法人が発行する譲渡性預金証書、外国貸付債権信託受益証券(金商法第2条第1項第18号に規定する証券又は証書でこれらと同じ性質を有するものを含む。)及び貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号) 第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号) 第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。) の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。) の取得価額を計上するものとする。この場合、利付方式のものにあつては取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。当該金額計上の時期は、当該有価証券の買付約定成立の日とする。</p>

新	旧
<p>なお、貸借対照表の作成に当っては、それぞれの有価証券に係る科目を設け当該有価証券の評価額又は取得価額を計上するものとする。</p>	<p>なお、貸借対照表の作成に当っては、それぞれの有価証券に係る科目を設け当該有価証券の評価額又は取得価額を計上するものとする。</p>
<p>(23) (略)</p>	<p>(23) (同左)</p>
<p>(24) 商品 <u>信託財産に属することとなった商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該商品の買付約定成立の日とする。</u> <u>なお、貸借対照表の作成に当っては、当該商品の評価額を計上するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(25) コール・オプション（買） 信託財産によるオプション取引（金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいう。）において行う取引であって第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引、第2条第22項第3号若しくは第4号、<u>商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第2号、商品取引所法第2条第8項第4号又は投信法施行令第3条第10号二</u>に掲げる取引をいう。以下同じ。）に係るコール・オプションの買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該コール・オプションの買付約定成立の日とする。 なお、貸借対照表の作成に当っては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。 また、選択権付取引に係る買付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション（買）の取扱いに準ずるものとする。</p>	<p>(24) コール・オプション（買） 信託財産によるオプション取引（金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいう。）において行う取引であって第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引<u>又は</u>第2条第22項第3号若しくは第4号に掲げる取引をいう。以下同じ。）に係るコール・オプションの買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該コール・オプションの買付約定成立の日とする。 なお、貸借対照表の作成に当っては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。 また、選択権付取引に係る買付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション（買）の取扱いに準ずるものとする。</p>
<p>(26) ~ (30) (略)</p>	<p>(25) ~ (29) (同左)</p>
<p>(31) 先物取引買勘定 信託財産による先物取引（金商法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引、外国金融商品市場において行う取引であって第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引と類似の取引、<u>商品取引所法第2条第8項（第4号を除く。）に掲げる取引、投信法施行令第3条第10号口に掲げる取引</u>をいう。以下同じ。）に係る取引対象の買付価額（買付に要する費用</p>	<p>(30) 先物取引買勘定 信託財産による先物取引（金商法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引、外国金融商品市場において行う取引であって第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引と類似の取引をいう。以下同じ。）に係る取引対象の買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約定成立の日とする。</p>

新	旧
<p>を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約定成立の日とする。</p> <p>なお、期末処理に当っては、当該勘定から先物取引未払金勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。</p>	<p>なお、期末処理に当っては、当該勘定から先物取引未払金勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。</p>
<p><u>(32) ~ (33)</u> (略)</p>	<p><u>(31) ~ (32)</u> (同 左)</p>
<p><u>(34) 未収入金</u> 信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるものの未収金額を計上するものとする。 イ 有価証券及び<u>その他金融商品等</u>(以下「<u>有価証券等</u>」という。)の売付約定成立時における当該有価証券等の売却価額(売却に要する費用を控除する。) ロ~ハ (略)</p>	<p><u>(33) 未収入金</u> 信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるものの未収金額を計上するものとする。 イ 有価証券及び<u>その他金融商品</u>の売付約定成立時における当該有価証券等の売却価額(売却に要する費用を控除する。) ロ~ハ (同 左)</p>
<p><u>(35) ~ (43)</u> (略)</p>	<p><u>(34) ~ (42)</u> (同 左)</p>
<p><u>(44) 差入保証金</u> 信託財産による信用取引又は発行日取引若しくはスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下「第一種金融商品取引業者」という。)等に差し入れた現金又は<u>代用有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。</p>	<p><u>(43) 差入保証金</u> 信託財産による信用取引又は発行日取引若しくはスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下「第一種金融商品取引業者」という。)等に差し入れた現金又は<u>代用有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。</p>
<p><u>(45) 差入委託証拠金</u> 信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金として第一種金融商品取引業者等に差し入れた現金又は<u>代用有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。</p>	<p><u>(44) 差入委託証拠金</u> 信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金として第一種金融商品取引業者等に差し入れた現金又は<u>代用有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。</p>
<p><u>(46) 受入担保金代用有価証券</u> 信託財産の保有する有価証券の貸付、又はスワップ取引等に係る受入担保金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等から受入れた<u>有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受入担保金を受入れた日とする。</p> <p>なお、受入担保金代用有価証券の評価は行わないものとする。</p>	<p><u>(45) 受入担保金代用有価証券</u> 信託財産の保有する有価証券の貸付、又はスワップ取引等に係る受入担保金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等から受入れた<u>有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受入担保金を受入れた日とする。</p> <p>なお、受入担保金代用有価証券の評価は行わないものとする。</p>

新	旧
<p><u>(47) ~ (48)</u> (略)</p> <p>(負債の部)</p> <p>第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 未払金 信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるもの等の未払金額を計上するものとする。 当該金額計上の時期は、当該取引約定成立の日とする。 イ <u>有価証券等</u>の取得価額(取得に要する費用を含む。) ロ~ホ (略)</p> <p>(14) ~ (25) (略)</p> <p>(26) 差入保証金代用有価証券 信託財産による信用取引、発行日取引又はスワップ取引等に係る保証金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた<u>有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。</p> <p>(27) 差入委託証拠金代用有価証券 信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた<u>有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。</p> <p>(28) 受入担保金 信託財産による有価証券の貸付及びスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者等から受入れた現金又は<u>代用有価証券等</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、担保金を受入れた日とする。</p> <p>(29) (略)</p>	<p><u>(46) ~ (47)</u> (同左)</p> <p>(負債の部)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1) ~ (12) (同左)</p> <p>(13) 未払金 信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるもの等の未払金額を計上するものとする。 当該金額計上の時期は、当該取引約定成立の日とする。 イ <u>有価証券及びその他金融商品</u>の取得価額(取得に要する費用を含む。) ロ~ホ (同左)</p> <p>(14) ~ (25) (同左)</p> <p>(26) 差入保証金代用有価証券 信託財産による信用取引、発行日取引又はスワップ取引等に係る保証金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた<u>有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。</p> <p>(27) 差入委託証拠金代用有価証券 信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた<u>有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。</p> <p>(28) 受入担保金 信託財産による有価証券の貸付及びスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者等から受入れた現金又は<u>代用有価証券</u>の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、担保金を受入れた日とする。</p> <p>(29) (同左)</p>

新	旧
<p>(純資産の部)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(費用)</p> <p>第5条 規則第15条第2項に規定する細則で定める費用の科目は、次に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券売買損</p> <p>信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合において、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額(売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時(取得時以後評価換えを行ったものについては、直近の評価換え時とする。以下この号及び次条第1号において同じ。)から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。</p> <p>ロ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額(割引債券の取得時から償還時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。</p> <p>ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第55条第1項第1号、第57条第1項第1号又は第63条第1号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額(先物取引等評価損として計上された金額を除く。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第61条の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p>	<p>(純資産の部)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(1)~(8) (同左)</p> <p>(費用)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 有価証券売買損</p> <p>信託財産に属する有価証券について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ 信託財産が保有する有価証券を売却した場合において、当該売付有価証券の帳簿価額と売却価額(売付委託手数料及び有価証券取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時(取得時以後評価換えを行ったものについては、直近の評価換え時とする。以下この号及び次条第1号において同じ。)から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。</p> <p>ロ 信託財産が保有する有価証券が償還された場合において、当該有価証券の帳簿価額と償還価額(割引債券の取得時から償還時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。</p> <p>ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券を計理規則第55条第1項第1号、第57条第1項第1号又は第63条第1号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額(先物取引等評価損として計上された金額を除く。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券を計理規定第61条の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券の評価損に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p>

新	旧
<p>(3) 先物取引等取引損 信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済を行った日とする。</p> <p>なお、国債又は外国国債とみなされる標準物(商品先物取引における「標準品」を含む。)に係る先物取引を現物決済した場合の計上金額及び当該金額の計上の時期は、差金決済の場合に準ずるものとする。</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該評価損に相当する金額及び評価損調整勘定のうち先物取引等評価損として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ヘ～ト (略)</p> <p>(4)～(19) (略)</p> <p>(収益) 第6条 規則第15条第2項に規定する細則で定める収益の科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期において計上するものとする。</p> <p>(1) 有価証券売買益 信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合においては、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額(売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。)との差額で利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。</p>	<p>(3) 先物取引等取引損 信託財産による先物取引又はオプション取引について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済を行った日とする。</p> <p>なお、国債又は外国国債とみなされる標準物に係る先物取引を現物決済した場合の計上金額及び当該金額の計上の時期は、差金決済の場合に準ずるものとする。</p> <p>ハ～ニ (同左)</p> <p>ホ 先物取引又はオプション取引に係る取引対象の評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該評価損に相当する金額及び評価損調整勘定のうち先物取引等評価損として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ヘ～ト (同左)</p> <p>(4)～(19) (同左)</p> <p>(収益) 第6条 (同左)</p> <p>(1) 有価証券売買益 信託財産に属する有価証券について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ 信託財産が保有する有価証券を売却した場合においては、当該売付有価証券の帳簿価額と売却価額(売付委託手数料及び有価証券取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。)との差額で利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。</p>

新	旧
<p>□ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額（割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。</p> <p>ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第 55 条第 1 項第 1 号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額及び評価益調整勘定に計上された金額（先物取引等評価益として計上された金額を除く。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第 61 条の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>(2) 先物取引等取引益 信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該評価益に相当する金額及び評価益調整勘定のうち先物取引等評価益として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ヘ～ト (略)</p> <p>(3)～(19) (略)</p> <p>第 7 条～第 8 条 (略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 21 年 1 月 16 日から実施する。 ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 38 条に規定する短期商工債については、第 2 条第 21 号に規定する短期社債等とみなす。</p>	<p>□ 信託財産が保有する有価証券が償還された場合において、当該有価証券の帳簿価額と償還価額（割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。</p> <p>ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券を計理規則第 55 条第 1 項第 1 号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券の評価益に相当する金額及び評価益調整勘定に計上された金額（先物取引等評価益として計上された金額を除く。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券を計理規則第 61 条の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券の評価益に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>(2) 先物取引等取引益 信託財産による先物取引又はオプション取引について、次に掲げるもののいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。</p> <p>イ～ニ (同 左)</p> <p>ホ 先物取引又はオプション取引に係る取引対象の評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該評価益に相当する金額及び評価益調整勘定のうち先物取引等評価益として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。</p> <p>ヘ～ト (同 左)</p> <p>(3)～(19) (同 左)</p> <p>第 7 条～第 8 条 (同 左)</p>